

62国施指第4号
昭和62年11月11日

各都道府県教育委員会施設主管課長
各都道府県知事部局施設主管課長 殿
各都道府県私立学校主管課長

文部省大臣官房文教施設部指導課長

木 村 直

アスベスト（石綿）による大気汚染の未然防止等について（通知）

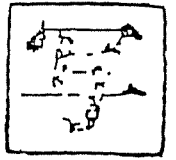
アスベスト（石綿）による環境汚染問題については、近年社会問題化しており、学校施設等においては天井等に吹き付けられたアスベストが問題となっております。

そのことから、文部省では吹き付けアスベストの使用状況の大勢を把握するため、公立学校等について実態調査を行ったところであります。

最近、各地でアスベストの除去等の改修工事を行う動きがありますが、改修に当たっては、環境大気中への飛散防止等について十分留意する必要があることから、環境庁より別紙（写）のとおり通知がありました。

については、吹き付けアスベストの状況に応じ学校施設等の改修を行う場合には、この通知の趣旨を踏まえ、アスベストの環境大気中への排出抑制等について配慮するとともに、関係法令及び関係省庁の通知等を遵守し、地方公共団体の大気保全部（局）等関係部局と十分連絡調整のうえ、適切な作業が行われるようお願いします。

なお、各都道府県教育委員会施設主管課におかれては、管下の市町村教育委員会に、各都道府県私立学校主管課におかれては、管下の私立学校に対し、周知方よろしくお願いします。

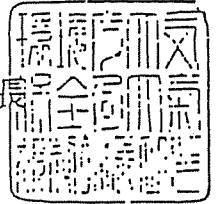


環大規第214号

昭和62年10月24日

文部省大臣官房文教施設部指導課長殿

環境庁大気保全局大気規制課長



アスベスト（石綿）による大気汚染の未然防止等について

当庁においては、昭和56年に専門家からなるアスベスト発生源対策検討会を設け、各種調査検討を行うとともに、昭和60年度からアスベストの環境大気中の濃度のモニタリング事業を隔年で実施するなど、知見の集積に努めてきたところである。

これらのことから、現在の環境大気中におけるアスベスト濃度からみれば、一般的には国民にとってそのリスクは小さいと考えられるものの、アスベストが環境蓄積性の高い大気汚染物質であること等から、その環境大気中への排出を今後ともできるだけ抑制することが望ましいと考えられる。

最近、学校施設等におけるアスベストの存在に関心が持たれ、各所においてアスベストの除去が行われる動きにあると承知している。

については、吹付け石綿で覆われた天井等が存在する学校施設の改修、解体を実施する場合には、アスベストの環境大気中への排出抑制が適切に実施されるよう、施設管理者への御指導をお願いします。

参考

関係する法令、通知等及び参考文献

1 法令等

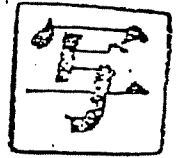
- ・労働安全衛生法（昭. 47. 6. 8 法律第57号）
- ・労働安全衛生法施行令（昭. 47. 8. 19 政令第318号）
- ・労働安全衛生規則（昭. 47. 9. 30 労働省令第32号）
- ・特定化学物質等障害予防規則（昭. 47. 9. 30 労働省令第39号、昭. 50. 9. 30 一部改正 労働省令第26号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭. 45. 12. 25 法律第 137号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭. 46. 9. 23 政令第 300号）

2 通達、通知等

- ・労働省労働基準局長通達（昭. 51. 5. 22）石綿粉じんによる健康障害予防対策の推進について
- ・労働省労働基準局安全衛生部長通知（昭. 61. 9. 6）建築物の解体または改修の工事における労働者の石綿粉じんへのばく露防止等について
- ・建設省住宅局建築物防災対策室長事務連絡（昭. 62. 10. 9）小冊子「吹付け石綿の対応について」の送付について
（小冊子「吹付け石綿の対応について－石綿繊維飛散防止処理の留意点－」は日本石綿製品工業会が天井、壁等に施工されている吹付け石綿からの石綿繊維飛散を防止するための対策について、現時点での技術、知見をもとにまとめたもの）
- ・環境庁水質保全局長、厚生省生活衛生局水道環境部長通知（昭. 62. 10. 26）アスベスト（石綿）廃棄物の処理について
- ・環境庁大気保全局大気規制課長通知（昭. 62. 10. 26）建築物の改修・解体に伴うアスベスト（石綿）による大気汚染の防止について

3 参考文献

- ・建築物の解体又は改修工事における労働者の石綿粉じんへのばく露防止対策の進め方
建設業労働災害防止協会 昭. 62. 7
（労働省から建設業労働災害防止協会への通知（昭. 61. 9. 6）を受け、当該工事関係労働者の石綿粉じんへのばく露防止を図るため、具体的実施手法等関係資料を取りまとめたもの。同協会主催講習会のテキスト。）



62国施指第4号
昭和62年11月11日

文部省大臣官房会計課長
各国立学校施設担当部課長
各国立大学共同利用機関施設担当部課長
大学入試センター施設担当課長
文部省各施設等機関施設担当課長 殿
日本学士院事務長
文化庁各施設等機関施設担当課長
日本芸術院事務長

文部省大臣官房文教施設部指導課長

木村直

アスベスト（石綿）による大気汚染の未然防止等について（通知）

アスベスト（石綿）による環境汚染問題については、近年社会問題化しており、学校施設等においては天井等に吹き付けられたアスベストが問題となっております。

そのことから、文部省では吹き付けアスベストの使用状況の大勢を把握するため、公立学校等について実態調査を行ったところであります。

最近、各地でアスベストの除去等の改修工事を行う動きがありますが、改修に当たっては、環境大気中への飛散防止等について十分留意する必要があることから、環境庁より別紙（写）のとおり通知がありました。

については、吹き付けアスベストの状況に応じ学校施設等の改修を行う場合には、この通知の趣旨を踏まえ、アスベストの環境大気中への排出抑制等について配慮するとともに、関係法令及び関係省庁の通知等を遵守し、地方公共団体の大気保全部（局）等関係部局と十分連絡調整のうえ、適切な作業が行われるようお願いします。